

農林水産省政策評価基本計画（抄）
（平成22年8月10日農林水産大臣決定）

第7 事後評価の実施に関する事項

農林水産省は、事後評価として、実績評価、総合評価並びに公共事業の事業評価、研究開発の事業評価及び租税特別措置等の事業評価を実施する。

なお、社会情勢の変化や外部からの要請により政策評価の実施が必要となったものは、政策評価法第7条第2項第3号に区分される評価として、総合評価に準じて、適切に実施する。

4 研究開発の事業評価

事後評価として、期中の評価及び終了時の評価を実施する。

（2）終了時の評価

ア 評価の対象

- ① 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題
- ② 研究制度

イ 実施時期

研究開発課題及び研究制度の性質に応じ最終年度又は研究終了の翌年度に実施する。ただし、これ以外の時期においても、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認めた場合には実施する。

ウ 取組方針

終了時の評価に当たっては、以下の評価項目について点検し、達成度及び成果について総括評価を行うとともに、成果の活用、普及方法、今後取り組むべき研究開発課題及び研究制度について検証する。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入した研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 研究目標の達成度
- ⑤ 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

農林水産省における研究開発評価に関する指針（抄）
（平成23年 1月27日農林水産技術会議決定）

第5 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の趣旨

委託プロジェクト研究課題の効率的かつ効果的な企画及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、独立行政法人等に委託して実施する委託プロジェクト研究課題とする。

3 評価の時期

- ① 評価結果が、研究課題の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該委託プロジェクト研究課題の終了後、その成果の普及・実用化に向けた研究開発や実証等の施策を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 委託プロジェクト研究課題の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 委託プロジェクト研究課題の開始前（事前評価）

ウ 委託プロジェクト研究課題が終了する年度の前年度（終了時評価）

- ② また、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題については、原則として、委託プロジェクト研究課題を開始した翌年度に中間評価を実施する。その後は、2～4年ごとに中間評価を実施する。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局（行政部局が専ら委託プロジェクト研究課題を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる委託プロジェクト研究課題ごとに、それぞれ当該研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究課題の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い、評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、委託プロジェクト研究課題の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するとともに、研究成果の普及・実用化の道筋も含めた研究実施期間中の各年次における到達目標を明らかにしたロードマップを作成するものとする。
- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価し、技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立

案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、委託プロジェクト研究課題及びその研究計画の見直し又は中止、委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、委託プロジェクト研究課題の終了時評価の内容が、当該委託プロジェクト研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

研究開発評価実施要領（抄）

（平成23年1月28日最終改正 農林水産技術会議事務局長通知）

第4 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の対象及び評価の時期

（1）～（3） 略

（4）終了時評価

- ① 評価の対象は、研究期間が終了する委託プロジェクト研究課題とする。
- ② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、当該委託プロジェクト研究課題の終了年度の前年度末までに実施する。

2 評価の方法

（1）～（3） 略

（4）終了時評価

- ① 終了時評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-4を原則に実施するものとする。この際、委託プロジェクト研究課題の研究成果の活用方法や他の研究への波及可能性等について十分な検討を行い当該委託プロジェクト研究課題の終了後に実施される研究成果の普及・実用化に向けた施策が適切なものとなるよう留意するものとする。
- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、技術政策課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、以下の方法により実施するものとする。
 - ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添2-4を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添3-4の様式に沿って記載する。
 - イ 運営委員会は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見をとりまとめるものとする。
 - ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。
- ③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-4の様式に沿って記載する。
- ④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 研究成果の意義	①研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究目標の達成度及び今後の達成可能性	①研究目標の達成度（論文、特許、普及に移しうる成果、研究に関する国民とのコミュニケーション活動、人材育成の取組等の実績を含む）（注4）	S：研究目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
	②研究目標の今後の達成可能性	A：研究目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
C：研究目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い		
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム目標）とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性（注3）	①アウトカム目標達成の可能性	S：①から③のすべてを十分に有しており、かつ当初の見込みを上回る効果が期待されることから、明確性は非常に高い
	②研究成果の活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・普及・実用化の見通し等）	
	③他の研究への波及可能性（副次的な成果等に係るものを含む）	A：①から③のすべてを十分に有しており、明確性は高い
B：①から③のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い		
C：①から③のいずれも不十分であり、明確性は低い		

4. 研究推進方法の妥当性	①研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）の妥当性 ②研究推進体制の妥当性 ③投入された研究資源（予算）の規模及び配分の妥当性	S：①から③のいずれも明確であり、かつ費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①から③のいずれも明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不明確であり妥当性は低い

〔総括評価基準〕（注5）

1～4の観点をつまみ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S：予想以上の成果をあげた。

A：概ね目的を達成した。

B：目的の達成がやや不十分であった。

C：目的の達成は不十分であった。

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

（注3）基礎的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。

（注4）評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

（注5）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④の場合を除く）、総括評価基準はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがA以上（うち1項目以上がS）である場合、総括評価基準はSとする。

評価専門委員会委員名簿

(平成23年5月9日現在)

農林水産技術会議 専門委員会	おがわ のりこ 小川 宣子	中部大学応用生物学部教授
農林水産技術会議 専門委員会	おごせ ゆみ 生越 由美	東京理科大学専門職大学院教授
農林水産技術会議 専門委員会	おさだ りゅうた 長田 竜太	日本キヌカ株式会社代表取締役社長
農林水産技術会議 専門委員会	かまだ ひろし 鎌田 博	国立大学法人 筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
農林水産技術会議 専門委員会	たけだ はるお 武田 晴夫	株式会社日立製作所研究開発本部技師長
農林水産技術会議 専門委員会	つねかわ あつし 恒川 篤史	国立大学法人 鳥取大学乾燥地研究センター長 教授
農林水産技術会議 専門委員会	なかの えいこ 中野 栄子	株式会社日経BPコンサルティング開発本部 編集グループプロデューサー
農林水産技術会議 専門委員会	ふくはら としひで 福原 俊秀	農事組合法人アグリコ代表理事会長
農林水産技術会議 専門委員会	まつい かずひこ 松井 和彦	味の素株式会社研究開発企画部 兼経営企画部専任部長
農林水産技術会議 専門委員会	もんま としゆき 門間 敏幸	東京農業大学国際食料情報学部教授

(五十音順、敬称略)